

久留米市市営住宅の概要（令和6年4月1日時点）

1 管理戸数（4,167戸の内訳）

(1) 地域別住宅種類

地区	管理戸数			団地数	棟数	入居戸数	エレベーター 設置台数	駐車場		
	公営住宅	改良住宅	その他					区画数	契約数	
旧久留米地区	3650	2824	751	75	33	176	2660	17	1294	729
田主丸地区	143	126	17	0	5	25	82	0	56	45
北野地区	92	92	0	0	3	23	38	0	24	12
三潁地区	99	99	0	0	3	4	139	2	98	82
城島地区	183	165	0	18	6	10	83	2	100	63
合計	4167	3306	768	93	50	238	3002	21	1572	931

※上記戸数のうち、募集対象住戸は〇〇戸です。（令和6年4月1日時点）

(2) 構造別

木造	簡平	簡二	準耐	低耐	中耐	高耐	合計
2	122	162	20	79	3495	287	4167

(3) 建築年別

S40以前	S41～S45	S46～S50	S51～S55	S56～S60	S61～H2	H3以降	合計
227	605	807	688	354	332	1154	4167

(4) 住戸専用面積別

30㎡未満	30㎡～ 40㎡未満	40㎡～ 50㎡未満	50～ 60㎡未満	60～ 70㎡未満	70㎡以上	合計
32	554	877	1548	745	411	4167

2 高齢化の状況

入居者数	65歳～	前期高齢者 (65歳～74歳)	後期高齢者 (75歳～)
5318	2496 (46.9%)	1098 (20.6%)	1398 (26.3%)

() 内は、全入居者に対する割合

3 家賃と共益費

(1) 家賃

市営住宅の家賃は、法令で、毎年度、入居者からの収入申告に基づき、入居者の収入および住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数などに応じて、算出することと定められています。

なお、家賃は、入居者が口座振替や納入通知書等で市に納めます。

(2) 共益費

共益費は、団地内の共用部分として使用している廊下の電気代や共用水道の料金等で、入居者全員に公平に負担していただく費用です。

なお、共益費は、自治会等が入居者から徴収して、管理及び料金の支払い等を行っています。